

議 第 4 9 号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年）6月5日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市手数料条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市手数料条例（平成11年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2号市民生活部関係の表8の項中「450円」の次に「（多機能端末機による戸籍全部事項証明書又は個人事項証明書の交付にあつては、300円）」を加え、同表14の項中「300円」の次に「（多機能端末機による交付にあつては、200円）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。



新潟県柏崎市手数料条例（平成11年12月16日条例第32号）

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	事務	名称	手数料の額		事務	名称	手数料の額
(略)				(略)			
8	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づき戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づき磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍謄抄本・戸籍全部事項、個人事項、一部事項証明書交付手数料	450円（ <u>多機能端末機による戸籍全部事項証明書又は個人事項証明書の交付にあつては、300円</u> ）	8	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づき戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づき磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍謄抄本・戸籍全部事項、個人事項、一部事項証明書交付手数料	450円
(略)				(略)			
14	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	300円（ <u>多機能端末機による交付にあつては、200円</u> ）	14	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	300円
(略)				(略)			